採用者等により九州大学において研究活動を行う者又は補助する者、 研究費の運営・管理を行う者

各位

研究倫理教育及びコンプライアンス教育の受講について

本学では、研究活動の不正行為を事前に防止し適正に研究活動を推進するため、また、研究費の不正を防止し適正に研究費を管理するため、文部科学大臣が定めたガイドラインに基づき、

- ・研究者等に求められる倫理規範を修得等するための「研究倫理教育」
- ・研究費の使用ルールや不正対策などを理解するための「コンプライアンス教育」 を実施しています。

両教育とも、e-learning を用いた受講体制を整備していますので、受講対象者は下記 HP を参照のうえ、速やかに受講してください。

特に、受講義務者においては、着任時から1ヶ月以内に必ず受講を終えるようにしてください。

研究倫理教育及びコンプライアンス教育の実施について

(URL) http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/research/ethics/propulsion/

九大HP > 研究・産学官民連携 > 研究倫理・生命倫理 > 適正な研究活動の 推進について > 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の実施について

研究倫理教育及びコンプライアンス教育

教育研	研究倫理教育責任者(部局長) 研究倫理教育 可究者共通教育(※)	コンプライアンス推進責任者(部局長) コンプライアンス教育
		コンプライアンス教育
数育対象者 (6)	分研究者共通教育(※)	
それでは、 ・では、 ・でででは、 ・ででででは、 ・ででででは、 ・でででは、 ・ででででは、 ・ででででは、 ・ででででは、 ・でででは、 ・でででででは、 ・ででででは、 ・ででででは、 ・でででででできる。 ・でででででできる。 ・ででででででででででできる。 ・でででででできる。 ・ででででででででできる。 ・でででででできる。 ・でででででできる。 ・ででででででできる。 ・でででででできる。 ・ででででできる。 ・ででででできる。 ・でででででできる。 ・ででででででででできる。 ・ででででででできる。 ・でででででででででででできる。 ・でででででででででででできる。 ・でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	*** = *** ** * * * * * * * * * * * * *	【受講義務者】 ・教員(特定有期・URA 含む。) ・教員以外の職員(事務職員、医療職員、技術職員及び学術研究員等)で研究費の運営・管理に関わる者(研究代表者、予算管理者) ※職員以外の者(名誉教授、日本学術振興会特別研究員等)についても、研究費の運営・管理に関わる者(研究代表者)となる場合は受講義務者となる。 【受講推奨者】 ・受講義務者に該当しない職員
- 井 - 岩 - オ - 石 ・ ぞ が	受講推奨者】 共同研究等により一定期間研究を行う学外者 学部学生(特に研究室配属後の学部学生) 不正行為に係る申立窓口責任者 研究支援関係部署の事務職員 その他、研究担当理事及び研究倫理教育責任者 、必要と認める者	VT
Г Г	•	独自教材 九州大学Web学習システムのe-ラーニングによる 受講
· I .	D+職員(学生)番号とパスワード D期パスワードは「kyudaikyudai」	全学共通認証のID(SSO-KID)とパスワード
-	受講義務者は受講後のテスト80点以上で修了 →受講修了証提出(印刷して所属部局の研究倫 理教育担当者(部局の担当係)に提出)	受講義務者は受講後のテストで8割正解で修了 →確認書提出(Web学習システムで提出。印刷不要)
問い合わせ先所	「属部局の学術研究関係の係	所属部局の財務(会計)関係の係
か者応いるにのほうので、一般探本とら書に年文でアイのようので、得本で結	本学採用前に在籍していた研究機関等(以下「研究機関等」という。)において、以下の研究倫理教育を、採用年度を含め3年度以内に受講した者については、学における研究倫理教育を受けたこととみなすものはする。ただし、当該対応の決定に当たっては、教材から出力される受講修了証又は研究機関等の受講証明を提出させ確認するものとする。また、当該採用者についての次の受講年度は、修了証等に記載の受講を度後3年度目とする。対象教材) ① CITI Japan プロジェクトの次の教材のいずれから責任ある研究行為:基盤編」の基本コースである次の単元を全て受講した場合。 責任ある研究行為:基盤編」の基本コースである次の単元を全て受講した場合。 「責任ある研究行為について・研究における不正行為データの扱い・オーサーシップ・盗用・公的研究資金の取り扱い②「科学の健全な発展のために一誠実な科学者の心料」(日本学術振興会テキスト) 「教材については、①研究機関等が教材として導入していること、かつ、②受講後の理解度を測るテスト等の特別を表して研究機関等が教材として導入していること、かつ、②受講後の理解度を測るテスト等の特別を表して研究機関等が受講を証明できることを条件とする。	コンプライアンス教育は、各研究機関等における研究費の使用ルールや不正対策などを理解させるものであるため、採用前に在籍していた研究機関等において受講している場合でも、本学において改めて受講することを必要とするものとする。